公益社団法人神奈川県産業資源循環協会災害廃棄物処理等支援規程

(趣旨)

第1条 この規程は、公益社団法人神奈川県産業資源循環協会(以下「協会」という。)が神奈川県(以下「県」という。)及び県内市町村(以下「市町村」という。)と締結した「地震等大規模災害時における災害廃棄物の処理等に関する協定書」(以下「災害協定」という。)に基づき、市町村が行う地震等大規模災害(以下「大規模災害」という。)時における災害廃棄物の処理等を支援するため必要な事項を定める。

(定義)

- 第2条 この規程において「大規模災害」とは、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第2条第1号に掲げる災害(暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他の異常な自然現象、大規模な火事又は爆発、及び多数の者の避難を伴う船舶の沈没その他の大規模な事故による被害)のうち、大規模な被害を生じたものをいう。
- 2 この規程において「災害廃棄物」とは、災害によって発生する廃棄物、被災者や避難者の生活に伴い発生する廃棄物、及びし尿をいい、詳細については別表1に示す。 (本部及び地区本部の設置)
- 第3条 協会は、大規模災害の発生により、県又は市町村から災害協定に基づく協力要請を受けたときは、<u>支援本部</u>(以下「本部」という。)及び地区委員会規程(平成元年10月11日)に定める地区毎に地区支援本部(以下「地区本部」という。)を設置する。
- 2 本部は、協会被災時等特別の場合を除き、協会に、地区本部は、原則として地区委員長の事務所に設置する。
- 3 協会が被災等して本部の設置が不可能な場合は、別表2に定める順位で本部兼地区本部を設置する。
- 4 地区委員長の事務所が被災等で地区本部の設置が不可能な場合は、地区委員会名簿順位に従い地区副委員長及び地区委員の事務所に地区本部を設置する。ただし、地区委員長の事務所及び地区副委員長等の事務所の被災等でそのいずれにも地区本部の設置が不可能な場合は、本部長と地区委員長が協議のうえ、その地区には地区本部を置かない。(本部及び地区本部の構成)
- 第4条 本部の構成は、次のとおりとする。
 - ア 本部長 会長
 - イ 副本部長 代表理事副会長
 - ウ 本部員 副会長、常任理事及び理事(正会員以外の理事を除く。)のうち、支援活動を行う地区本部の構成員を除く者。ただし、理事会において特に必要と認めたときは、正会員のうちから選任することができる。
- 2 地区本部の構成は、次のとおりとする。
 - ア 地区本部長 地区委員長
 - イ 地区副本部長 地区副委員長
 - ウ 地区本部員 地区委員

(本部長等の職務)

- 第5条 本部長は、県及び市町村から災害協定による災害廃棄物の撤去等について協力要請があった場合には、直ちに支援体制を整えるとともに、県及び市町村並びに関係団体と連携を保ちつつ、本部業務を総括する。
- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長が不在のとき又は事故あるときは、あらかじめ本部長が定めた順位により、その職務を代理する。
- 3 地区本部長は、本部長の指示に基づき、地区本部の業務を統括する。

4 副地区本部長は、地区本部長を補佐し、地区本部長が不在のとき又は事故あるときは、その職務を代理する。

(本部会議及び地区本部会議)

- 第6条 本部長は、重要な指示又は総合調整を行うため、必要に応じて本部会議を招集 し、その議長を務める。
- 2 地区本部長は、必要に応じて地区本部会議を招集し、その議長を務める。 (本部及び地区本部の業務)
- 第7条 本部は、次の業務を行う。
 - ア 関係行政庁及び関係団体との情報受伝達及び各地区本部への指示・伝達
 - イ 災害廃棄物の処理等の協力要請に対する支援体制構築のための各地区本部間の調整 と指示
 - ウ 会員事業所の被災状況の把握
 - エ その他必要な業務
- 2 地区本部は、本部長の指示に基づき次の業務を行う。
 - ア 地区会員連絡網の整備
 - イ 地区会員連絡網による地区本部員事務所の被害状況の把握及び本部への連絡
 - ウ 災害廃棄物の処理等の支援を承諾した会員のうち現に支援活動を行える会員の人 員、車両、重機、機材等の把握及びその把握結果の本部への報告
 - エ 具体的な支援活動の会員事務所への伝達
 - オ 具体的な支援活動の実施並びにその実施状況の把握及びその把握結果の本部への報告

(本部の班編成)

- 第8条 本部に次の班を設置し、本部の業務を分担し、班長は各号に掲げる者をもって充 てる。
 - (1) 総務班 企画・財政委員会委員長が統括する。
 - ア 本部会議メンバーの招集及び会議の運営
 - イ 関係行政庁及び関係団体との情報受伝達
 - ウ 地区本部との連絡調整
 - (2) 情報収集班 広報委員会委員長が統括する。
 - ア 地震・災害情報の収集
 - イ 道路交通情報の収集
 - ウ 処理施設に関する情報収集
 - (3) 人員・資機材等供給班 会長が指名した副会長又は常任理事が統括する。
 - ア 災害廃棄物の処理等に必要な人員、機材、重機等の供給
 - イ 支援可能能力の把握確認
- 2 前項の班は、本部長があらかじめ定めたところによって構成する。

(連絡体制)

- 第9条 本部、地区本部及び関係機関との連絡体制は、別表3のとおりとする。 (本部事務局)
- 第10条 本部に事務局を置き、事務局長に専務理事を事務局次長に事務局長を、事務局員 に協会事務局職員をもって充てる。

(連絡網の点検、訓練等)

第11条 会長は、この規程の有効性の確認と地区会員連絡網の点検のため、必要と認めるときは、支援想定訓練を実施する。

- 2 会長は、支援能力の把握のため、必要に応じてアンケート調査等を行って、人員、資機材等の支援可能情報の資料を整備し、各地区委員長に送付・伝達するものとする。
- 3 地区委員長は、前項の支援可能情報の資料を活用する等して地区会員連絡網を整備するとともに、災害協定を締結した市町村の状況に応じた支援活動が可能となるようにするものとする。

附則

この規程は、平成7年3月8日から施行する。

附 則

この規程は、平成12年1月11日から施行する。

附 則

この規程は、平成13年8月23日から施行する。

附則

この規程は、平成19年9月12日から施行する。

附則

この規程は、社団法人神奈川県産業廃棄物協会が、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成 18 年法律第 50 号)第 44 条の規定に基づき公益社団法人となることとなったときに、公益社団法人神奈川県産業廃棄物協会定款の施行の日から施行する。

附則

- この規程は、平成24年4月1日から施行する。 附 則
- この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。 附 則
- この規程は、令和2年4月1日から施行する。 附 則
- この規程は、令和3年4月1日から施行する。

別表1(第2条関係)

災害廃棄物の書類及び内容

| 種類 | | 内 容 | | |
|---------------|----------|--|--|--|
| | 可燃物 | 繊維類、紙、木くず、プラスチック類等が混在した廃棄物 | | |
| | 不燃物 | 廃タイヤ類、分別できない細かなコンクリートや木くず、プラスチック、ガラス、土砂などが混在し、概ね不燃性の廃棄物 | | |
| | コンクリートがら | コンクリート片やコンクリートブロック、アスファルトくずなど | | |
| | 金属くず | 鉄骨や鉄筋、アルミ材など | | |
| | 木くず | 柱・梁・壁材、水害または津波などによる流木など | | |
| 災害によって発生する廃棄物 | 腐敗性廃棄物 | 畳や冷蔵庫等から排出される水産物、食品、水産加工品や飼肥料工場 等から発生する原料及び製品など | | |
| | 廃家電 | テレビ、洗濯機、エアコンなどの家電類で、災害により被害を受けて 使用できなくなったもの | | |
| | 廃自動車等 | 使用できなくなった自動車、自動二輪車、原付自転車 | | |
| る廃 | 廃船舶 | 使用できなくなった船舶 | | |
| 物物 | 有害廃棄物 | アスベストを含む廃棄物、PCB、感染性廃棄物、化学物質、フロン類・CCA処理木材・テトラクロロエチレン等の有害物質、医薬品類、農薬類の有害廃棄物 | | |
| | その他処理困難物 | 消火器、ボンベ類などの危険物やピアノ、マットレスなどの自治体の 施設では処理が困難なもの(レントゲンや非破壊検査用の放射線源 を含む)、漁網、石膏ボードなど | | |
| | 津波堆積物 | 海底の土砂やヘドロが津波により陸上に打ち上げられ堆積したもの や陸上に存在していた農地土壌等が津波に巻き込まれたもの | | |
| 伴い発生する廃棄物 | 家庭ごみ | 家庭から排出される生活ごみや粗大ごみ | | |
| | 避難所ごみ | 避難所から排出される生活ごみなど | | |
| し尿 | | 仮設トイレ(災害用簡易組立トイレ、レンタルトイレ及び他市町村・ 関係業界等から提供された汲取り式トイレ等の総称)等からの汲取 りし尿 | | |

別表2 (第3条関係)

協会被災時における支援本部設置場所

協会が被災等して本部の設置が不可能な場合は、下記の順位で本部兼地区本部を設置する。

| 設置順 | 本部兼地区本部名 | 所 在 地 | 電話番号 |
|-----|--------------|------------------|------|
| 1 | 本部兼横浜地区本部 | 横浜地区委員会委員長事務所 | |
| 2 | 本部兼川崎地区本部 | 川崎地区委員会委員長事務所 | |
| 3 | 本部兼横須賀地区本部 | 横須賀地区委員会委員長事務所 | |
| 4 | 本部兼県央地区本部 | 県央地区委員会委員長事務所 | |
| 5 | 本部兼湘南・県西地区本部 | 湘南・県西地区委員会委員長事務所 | |

支援本部及び地区支援本部の連絡体制

〈協定締結市町〉 神奈川県環境農政局 横浜市 川崎市 相模原市 横須賀市 平塚市 鎌倉市 藤沢市 小田原市 茅ケ崎市 逗子市 三浦市 秦野市 環境部資源循環推進課 その他の市町村 TEL 045 - 210 - 4147 座間市 綾瀬市 南足柄市 葉山町 寒川町 大磯町 二宮町 開成町 FAX 045 - 210 - 8847 箱根町 支援本部 本部長 会長 副本部長 代表理事副会長 本部員 1 総務企画班 ・副会長 (班長:企画·財政委員会委員長) • 常任理事 2 情報収集班 ・理事(支援活動を行う地区本部 (班長: 広報委員会委員長) の構成員を除く。) 3 人員·機材等供給班 ・理事会において認めた正会員 (班長:会長が指名した副会長等長) 事務局 TEL 045-681-2989専務理事 災害時優先 045-681-8307) 事務局長 FAX 045-641-8114 事務局職員

| 地区支援本部 | | | | | | | |
|---|------------------------------------|------------------------------------|------------------------------------|---|--|--|--|
| 横 浜 地区本部 | 川 崎 地区本部 | 横 須 賀 地区本部 | 県 央 地区本部 | 湘南・県西 地区本部 | | | |
| TEL | TEL | TEL | TEL | TEL | | | |
| FAX | FAX | FAX | FAX | FAX | | | |
| 地区本部長 地区副本部長 地区副本部長 地区本部員 地区本部員 地区会員 | 地区本部長 地区副本部長 地区本部員 地区本部員 地区本部員 | 地区本部長 地区副本部長 地区本部員 地区本部員 地区本部員 | 地区本部長 地区副本部長 地区本部員 地区本部員 地区本部員 | 地区本部長 地区副本部長 地区本部員 地区本部員 地区会員 | | | |